

令和 5 年度

東京都内部統制評価報告書

東 京 都

令和5年度 東京都内部統制評価報告書

東京都知事 小池百合子は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり、作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

東京都知事は、東京都の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、東京都においては、「東京都内部統制基本方針」（令和2年1月31日付31総ココ第559号。以下「基本方針」という。）を策定し、基本方針に基づき、内部統制の推進に必要な事項を「東京都内部統制推進要綱」（令和2年3月31日付31総ココ第713号。以下「推進要綱」という。）に定め、財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っています。これにより、財務に関する事務の適正な管理及び執行に向けて不断の努力を積み重ねるべく、職員一人ひとりへの意識付け及び日々の業務遂行過程で不備があれば是正や改善に組織として対応する取組を推進しています。

2 評価手続

東京都においては、令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、推進要綱の「第4 内部統制の評価」及び「第5 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、推進要綱に規定する評価作業を実施した限り、東京都の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年7月16日

東京都知事 小池 百合子